医療みなし事業所に係る変更届出の案内

最終改正　令和　４　年　４　月　１　日

〒569-0067

高槻市桃園町２番１号

高槻市 健康福祉部 福祉指導課 高齢介護事業チーム

Tel　 ：072-674-7821

**第１章　届出に係る基本事項**

**第１　医療機関・薬局が受ける介護保険法上のみなし指定**

健康保険法上の指定を受けた医療機関及び薬局（医療機関等）は、次のとおり介護保険法上の事業所の指定を受けたものとみなされます（みなし指定）。

介護老人保健施設が実施する（介護予防）通所リハビリテーション事業・（介護予防）短期入所療養介護事業は、『介護保険事業所等に係る変更届出等の案内』をご覧ください。

(1)　病院及び診療所

・訪問看護（介護予防含む）

・訪問リハビリテーション（介護予防含む）

・居宅療養管理指導（介護予防含む）

・通所リハビリテーション（介護予防含む）

・短期入所療養介護（介護予防含む）

(2)　薬局

・居宅療養管理指導（介護予防含む）

※みなし指定が不要な場合は、「様式第３号　指定を不要とする旨の申出書」を提出してください。

**第２　介護保険法上の届出が必要な医療機関**

みなし指定を受けた医療機関等について、指定を受けた事項に変更が生じた場合は、原則として高槻市に対して変更の届出を行う必要があります。

**高槻市に対する介護保険法上の届出は、介護給付費の請求を行っているみなし指定の事業所において変更が生じた場合、また、新たに介護給付費の請求を開始する場合には必ず行ってください**（介護保険法上の介護給付費の請求を行わない事業所については、届出は不要です。）。

※今後介護給付費の請求を行う見込みがない場合は、「様式第３号　指定を不要とする旨の申出書」を提出してください。

**第３　変更の届出の提出期限及び提出方法**

**第１　介護給付費算定に係る体制等（加算）以外の変更**

**１　提出期限**

**変更が生じた日から１０日以内**に届出を行う必要があります。

**２　提出方法**

原則、郵送により提出してください。**来庁の場合は、事前に日時を予約してください。**

**第２　介護給付費算定に係る体制等（加算）の変更**

**１　届出を要する変更及び提出期限**

・加算の算定を新たに開始する場合

・算定する加算の区分を変更する場合

**≪（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、**

**（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）通所リハビリテーション≫**

上記の変更を行う場合は、**変更を行う前月の１５日まで**に変更の届出が必要です。

※１５日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が届出期限となります。

※１６日以降に提出された場合は、翌々月からの算定となります。

**≪（介護予防）短期入所療養介護≫**

上記の変更を行う場合は、**変更を行う月の初日まで**に変更の届出が必要です。

※初日が閉庁日の場合は、次の開庁日が届出期限となります。

※届出期限以降に提出された場合は、翌月からの算定となります。

**２　提出方法**

原則、郵送により提出してください。**来庁の場合は、事前に日時を予約してください。**

**第４　様式等のダウンロード**

届出に必要な書類は、福祉指導課のホームページからダウンロードすることができます。

【介護保険】申請書等様式ダウンロード

https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/2340.html

**第２章　届出が必要な事項及び提出書類**

**第１　新たにみなし指定事業所で介護給付費の請求を開始する場合**

**≪（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導≫**

＜必要書類＞

(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（様式第１０号）

(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（様式第１０号別紙）

(3)　指定に係る記載事項（付表）

(4)　誓約書（参考様式９）

＜留意事項＞

・（介護予防）居宅療養管理指導は(2)は不要です。(2)以外の書類を提出してください。

・新たに介護給付費の請求を開始する場合は、**みなし指定の介護保険事業所としてサービス提供を開始する月の前月の１５日まで**に届出を行ってください。

※１５日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が届出期限となります。

※１６日以降に提出された場合は、翌々月からの算定となります。

**≪（介護予防）通所リハビリテーション≫**

＜必要書類＞

(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（様式第１０号）

(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（様式第１０号別紙）

(3)　指定に係る記載事項（付表７）

(4)　居宅サービス基準等に関する確認書

(5)　医療法に基づく病院・診療所の使用許可証等又は届出書の写し

(6)　事業所平面図及びフロア図

(7)　誓約書（参考様式９）

＜留意事項＞

・新たに介護給付費の請求を開始する場合は、**みなし指定の介護保険事業所としてサービス提供を開始する月の前月１５日まで**に届出を行ってください。

※１５日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が届出期限となります。

※１６日以降に提出された場合は、翌々月からの算定となります。

・(6)事業所平面図は医療法上、許可されたもの又は届け出たものを提出してください。

・(6)事業所平面図は、各部屋の用途、面積を明示してください。

・(6)フロア図で、病院・診療所内の位置関係等を確認します。

**≪（介護予防）短期入所療養介護≫**

＜必要書類＞

(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（様式第１０号）

(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（様式第１０号別紙）

(3)　指定に係る記載事項（付表９）

(4)　医療法に基づく病院・診療所の使用許可証等又は届出書の写し

(5)　事業所平面図及びフロア図

(6)　誓約書（参考様式９）

＜留意事項＞

・新たに介護給付費の請求を開始する場合は、**みなし指定の介護保険事業所としてサービス提供を開始する月の初日まで**に届出を行ってください。

※初日が閉庁日の場合は、次の開庁日が届出期限となります。

※届出期限以降に提出された場合は、翌月からの算定となります。

・(5)事業所平面図は医療法上、許可されたもの又は届け出たものを提出してください。

・(5)事業所平面図は、各部屋の用途、面積を明示してください。

・(5)フロア図で、病院・診療所内の位置関係等を確認します。

**第２　事業所の名称・所在地の変更**

**事業所の電話番号・ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ等の変更**

**≪全事業≫**

１　事業所の名称、所在地の変更について

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第４号）

(2)　指定に係る記載事項（付表）

(3)　保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届の写し

(4)　事業所一覧（参考様式１１）（１つの事業所で複数のサービスの請求を行っている場合）

＜留意事項＞

・所在地の移転については、高槻市保健所・近畿厚生局に確認を行ってください。

２　電話番号・メールアドレス等の変更について

**■電話番号・メールアドレス・ＦＡＸ番号等**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第４号）

(2)　指定に係る記載事項（付表）

＜留意事項＞

・(1)については、変更前後欄に電話番号等を記載してください。

**第３　建物の構造、専用区画の変更**

**≪（介護予防）通所リハビリテーション≫**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第４号）

(2)　指定に係る記載事項（付表７）

(3)　事業所平面図及びフロア図

(4)　当該変更に係る医療法に基づく使用許可証等又は届出書の写し

＜留意事項＞

・(3)事業所平面図は、各部屋の用途、面積を明示してください。

・(3)フロア図で、病院・診療所内の位置関係等を確認します。

・通所リハビリテーションは病院・診療所内で実施するサービスになりますので、医療法に基づく変更の手続が必要なものについては、高槻市保健所で必ず事前に手続を行ってください。

・入浴施設等、加算の対象になる設備を新たに追加・変更しても、加算届の提出が無い場合、算定できません。

**≪（介護予防）短期入所療養介護≫**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第４号）

(2)　指定に係る記載事項（付表９）

(3)　事業所平面図及びフロア図

(4)　当該変更にかかる医療法に基づく使用許可証等又は届出書の写し

＜留意事項＞

・(3)事業所平面図は、各部屋の用途、面積を明示してください。

・(3)フロア図で、病院・診療所内の位置関係等を確認します。

・医療法に基づく変更の手続が必要なものについては、高槻市保健所で必ず事前に手続を行ってください。

・居室等の区画が変更になる場合、事前協議が必要です。事前にご相談ください。

**第４　管理者・管理薬剤師の変更**

**≪全事業≫**

**■管理者・管理薬剤師の変更（交代）**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第４号）

(2)　指定に係る記載事項（付表）

(3)　保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届の写し

(4)　誓約書（参考様式９）

**■管理者・管理薬剤師の婚姻・転居等による氏名・住所の変更（交代以外の変更）**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第４号）

(2)　指定に係る記載事項（付表）

(3)　保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届の写し

**第５　法人の名称・主たる事務所の所在地の変更**

**主たる事務所の電話番号・ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ等の変更**

**≪全事業≫**

１　法人名称の変更について

■**法人の名称・主たる事務所の所在地**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第４号）

(2)　保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届の写し

(3)　事業所一覧（参考様式１１）

＜留意事項＞

・(3)については、介護給付費の請求を行っている事業所が１つの場合でも提出してください。

２　電話番号・メールアドレス等の変更について

**■主たる事務所の電話番号・メールアドレス・ＦＡＸ番号等**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第４号）

(2)　事業所一覧（参考様式１１）

＜留意事項＞

・(1)については、変更前後欄に電話番号等を記載してください。

・(2)については、介護給付費の請求を行っている事業所が１つの場合でも提出してください。

**第６　法人の代表者の変更**

**≪全事業≫**

**■法人代表者の変更（交代）**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第４号）

(2)　保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届の写し

(3)　事業所一覧（参考様式１１）

(4)　誓約書（参考様式９）

＜留意事項＞

・(1)については、変更後欄に新たに就任する代表者の住所・生年月日・電話番号を記載してください。

・(3)については、介護給付費の請求を行っている事業所が１つの場合でも提出してください。

**■法人代表者の婚姻・転居等による氏名・住所の変更（交代以外の変更）**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第４号）

(2)　保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届の写し

(3)　事業所一覧（参考様式１１）

＜留意事項＞

・(3)については、介護給付費の請求を行っている事業所が１つの場合でも提出してください。

**第７　介護給付費算定に係る体制等（加算）の変更**

**≪全事業≫**

＜必要書類＞

　必要書類については、別に案内している「介護保険事業所等に係る変更届出等の案内」をご覧ください。

＜留意事項＞

・（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅

療養管理指導、（介護予防）通所リハビリテーションについては、**算定を開始する月の前月の１５日まで**に届出を行ってください。

　・（介護予防）短期入所療養介護については、**算定を開始する月の初日まで**に届出を行ってください。

・算定を行う基本報酬及び加算の算定要件の詳細については、次のとおり実施する事業に応じた報酬告示及び留意事項を確認してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業種別 | 報酬告示 | 留意事項 |
| ・訪問看護  ・訪問リハビリテーション  ・居宅療養管理指導  ・通所リハビリテーション | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H12厚生省告示第19号） | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H12.3.1老企第36号） |
| ・介護予防訪問看護  ・介護予防訪問リハビリテーション  ・介護予防居宅療養管理指導  ・介護予防通所リハビリテーション | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18厚生労働省告示第127号） | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H18.3.17老計発0317001老振発0317001老老発0317001） |